

第5章 次世代を担う教育の充実
～人を育むスポーツと文化の都市づくり～

第1節 学校教育

1、幼児教育

【現状と課題】

本市において、現状では市教育委員会所轄（しよかつ）の公立幼稚園はないが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄（しよかつ）の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われているところである。

近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合っ活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が

地域の子どもの育ちに積極的にかかわろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されているところである。

このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおける、それぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要である。

【施策の基本方向】

幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしており、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯に

わたる人間形成の基礎を培ううえで、重要な役割を果たしている。

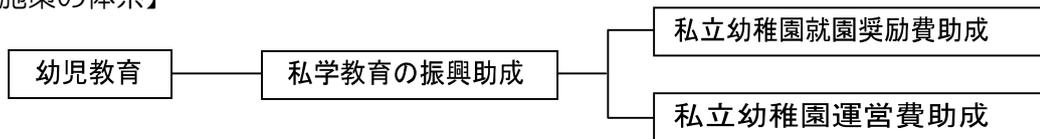
このため、私立幼稚園の保護者に対し、財政援助を行い、就園を奨励するとともに、私立幼稚園運営費を助成することにより、幼児教育の充実を図る。

表：私立幼稚園の状況

年 度	幼稚園数	定 員	園児数	教員数	就園奨励費 助成額 〔市内在住者〕（円）	私立幼稚園 運営費補助額 （円）
平成18年度	8	1,290	527	49	38,694,900	704,500
平成19年度	8	1,290	499	50	37,090,200	699,100
平成20年度	8	1,290	506	54	39,304,700	699,100
平成21年度	8	1,290	501	56	41,380,620	692,500

資料：学校教育課

【施策の体系】



【計画】

1. 私学教育の振興助成

(1) 私立幼稚園就園奨励費助成

市内外の幼稚園に通園する幼児の保護者に対し、所得状況に応じた私立幼稚園就園奨励費補助を行い、入園料及び保育料の負担軽減を図る。

(2) 私立幼稚園運営費助成

市内の私立幼稚園に対し、幼稚園教育振興のための運営助成を行い、幼稚園教育の充実を図る。

2. 小中学校教育

【現状と課題】

近年の少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることが多様化し、増加傾向にある。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきたが、学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測される。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければならない。

教職員については、教育実践研究の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになったが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽(けんさ

ん)を積むことが必要となってくる。

また、これまで指導方法の工夫改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされている。

さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、少人数学習のための教室の整備や第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的变化に対応する施設の充実に課題が残っている。

今後も、学校教育の役割、学校教育における不易の部分を明確にし、21世紀をたくましく生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければならない。

【施策の基本方向】

国の教育改革の方針及び県の指針に沿いながら、中間市の実態に応じて、学校教育の充実を図っていく。

- ① 豊かな情操と道徳心の育成、健やかな身体の育成
- ② 基礎基本の確実な定着、確かな学力の定着

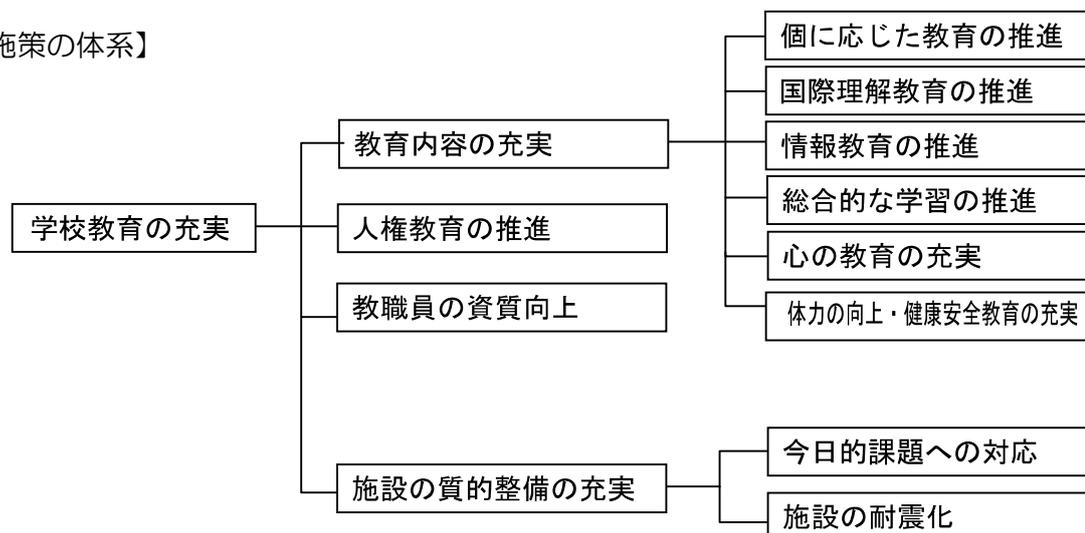
- ③ 自ら学び自ら考える力と問題解決能力の育成
- ④ 伝統と文化の尊重と国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
- ⑤ 特色ある学校、地域や社会に開かれた学校、情報公開と適切な評価システムの構築

表：児童・生徒数の推移 (各年5月1日現在)

年度	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成12年度	2,707	89	1,598	45
平成13年度	2,636	87	1,504	45
平成14年度	2,556	86	1,403	43
平成15年度	2,462	84	1,369	42
平成16年度	2,402	82	1,341	45
平成17年度	2,328	85	1,323	44
平成18年度	2,291	86	1,246	44
平成19年度	2,221	86	1,224	44
平成20年度	2,182	88	1,162	44
平成21年度	2,166	88	1,143	42
平成22年度	2,130	90	1,098	41

資料：学校教育課

【施策の体系】



【計画】

1. 教育内容の充実

(1) 個に応じた教育の推進

標準学力検査、アンケート調査なども活用し、児童生徒の実態を的確に把握しながら授業内容を確実に身につけさせることができるよう分かりやすい授業を展開

し、一人ひとりを大切にしたい、きめ細かな指導に努める。また、理解の状況や習熟の程度、興味・関心などに応じた学習形態により、個に応じた学習指導を推進する。

(2) 国際理解教育の推進

小中学校における外国語指導助手（ALT）、及び英語活動アドバイザーのより有効的な活用を図る。留学生など、外国の人々をゲストティーチャーとして招き、国際理解教育の推進を図る。

(3) 情報教育の推進

各教科、領域において積極的にパソコンなどを活用し、情報の収集・処理・発信能力などの育成を図る。併せて、インターネット活用時のモラルの育成を図る。

(4) 総合的な学習の推進

今日的な課題解決のため、体験的な活動を通し、教科の枠を越えて、問題解決や探究活動に主体的に取り組む子どもの育成を図る。

(5) 心の教育の充実

少年犯罪の低年齢化・凶悪化が進むなか、体験的な学習や道徳教育を充実し、心豊かな子どもの育成を図る。

(6) 体力の向上・健康安全教育の充実

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図る。

2. 人権教育の推進

正義感、倫理観、思いやりの心など豊かな人間性や社会性の育成を目指し、全教科・領域における人権教育を推進しながら、子どもの人権意識の高揚を図る。

3. 教職員の資質向上

市教育委員会の主催による研修会の充実を図る。県教育センターにおける専門研修をはじめ、各種研修会等への積極的な参加を奨励し、資質向上に努める。

また、市教育委員会研究指定委嘱校や福岡県及び文部科学省などの研究指定委嘱により、校内研究や校内研修の充実を図り、資質向上に努める。

4. 施設の質的整備の充実

(1) 今日的課題への対応

学校教育の所期の目的を達成するために、学力向上、個に応じた教育、心の教育情報化、福祉・環境・国際理解、防犯対策など、様々な今日的な教育課題に対応できるよう施設の整備充実を図る。

(2) 施設の耐震化

耐震化優先度調査に基づき策定した耐震化工事計画に基づき、耐震診断・実施設計耐震補強工事を3カ年で実施、平成28年度末までに学校施設の耐震化に努める。

第2節 社会教育

1、社会教育

【現状と課題】

家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、様々な学習の機会が求められている。

このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要がある。さらに、地域の特性を活かした学習活動の場

として「校区公民館」の設置が求められている。

また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっている。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要である。

【施策の基本方向】

平成11年度、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図ることを目的として「中間市生涯学習基本計画」を策定した。社会教育はこの基本計画の中でも重要な位置を占めており、今後ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、様々な方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進するように努める。

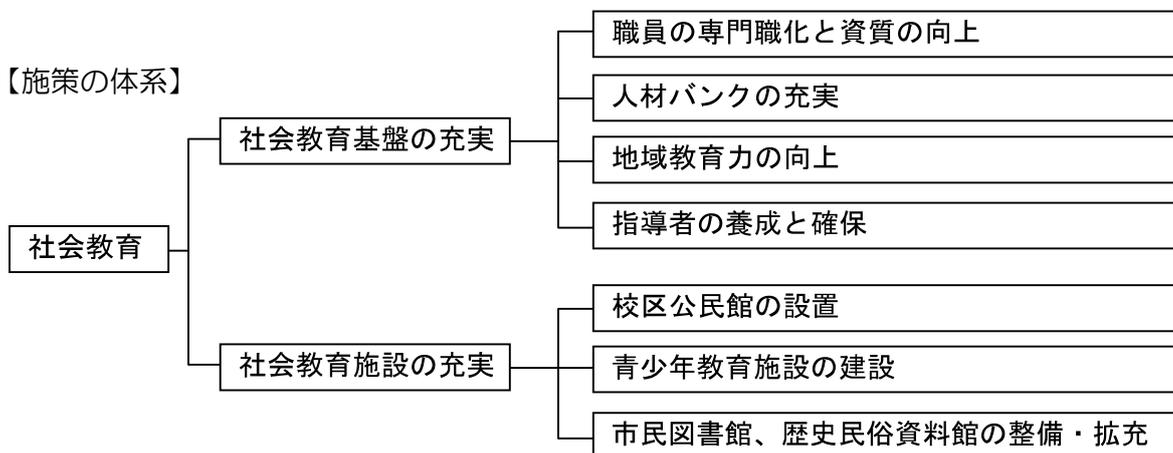
そのためには、時代に即応した多彩な学習プログラムの開発と指導者（人材）の確保・

活用、さらに社会教育施設の整備・拡充が必要である。

また、社会教育関係団体などの民間の学習団体やグループを支援しながら、学習を生かしたボランティア活動など、地域の社会参加活動を促進する基盤づくりに努める。

なお、生涯学習基本計画の策定から10年を経過しており、時代の流れに応じた見直しの時期が来ていることから、第二次の策定計画について、検討の必要がある。

【施策の体系】



【計画】

1. 社会教育基盤の充実

(1) 職員の専門職化と資質の向上

県や広域における職員研修などに積極的に参加し、その資質や能力の向上に努める。

(2) 人材バンクの充実

専門的な知識や資格を有する「人材バンク」の講師に研修や学習の機会を与え、スキルの向上を図ることにより、要請に応じた人材の派遣ができるよう制度の充実に努める。

(3) 地域教育力の向上

子どもから高齢者までの年代が「学び、体験・交流」する取り組みを推進し、地域の人材、風土、文化を活用しながら学校・家庭・地域が連携して人とのふれあいや社会参加活動、ボランティア活動、自然体験活動など、社会全体で子どもたちを育みながら地域の教育力も高まっていく施策を推進していく。そのため、市内小学校を対象とした通学合宿の普及を図る。

(4) 指導者の養成と確保

人材バンクの充実と事業を統合させ、より幅広い分野で多くの市民が教え、学びあう事業展開を図り、地域での学習活動の活性化を図る。

2. 社会教育施設の充実

(1) 校区公民館の設置

市民協働のまちづくりの推進状況にあわせ、小学校の余裕教室活用などの検討。

(2) 青少年教育施設の建設

地域交流センターで行われる通学合宿事業を中核とし様々な体験活動の充実を図り、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努める。

(3) 市民図書館、歴史民俗資料館の整備・拡充

市民図書館にはAV資料及びパソコンコーナーの設置や学習室、閉架書庫の拡充を図り、IT時代にふさわしい施設の整備を行う。また、歴史民俗資料館では、地域交流センターの会議室を活用した講座や企画展示室の整備を図る。

2. 社会体育

【現状と課題】

平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の

解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改補修、既存施設を1箇所

にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきた。

それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にあるが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられている。また、河川敷を利用したサッカー場、ラグ

ビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にとりまとめた総合運動場の整備が求められている。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要である。

今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければならない。

【施策の基本方向】

平成14年度に学校週5日制の完全実施や自由時間の増大、少子・高齢化社会の進展などにより社会環境が大きく変化しており、健康を見据えたスポーツの関心もますます高まっている。

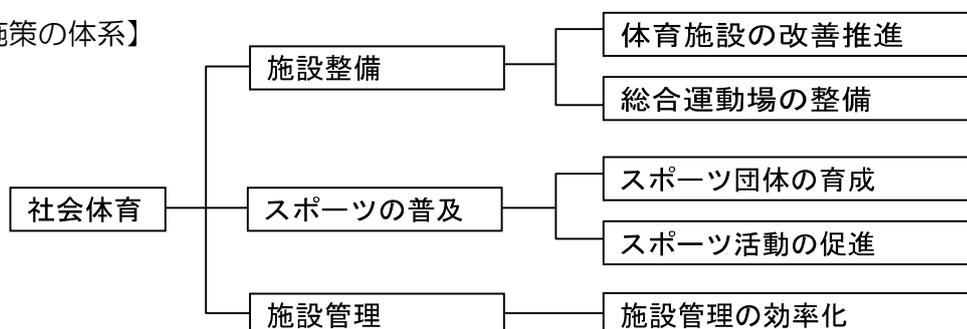
また、スポーツの形態が変化するなか、体育行政としては、市民一人ひとりがそれぞれのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、子どもから高齢者まで個々人の体力や目的に応じた環境づくりを推進し、健

康管理を行えるように努めることが重要である。

このことから、誰でも気楽にできるスポーツの普及、振興を図り、活気のある市民の育成を目指し、スポーツ科学の知識を身につけた指導者を養成するとともに、地域スポーツ指導者の発掘と育成を図る。

また、既存施設において老朽化の著しい体育施設の新設、改善等の検討を行っていく。

【施策の体系】



【計画】

1. 施設整備

(1) 体育施設の改善推進

既存施設においては、経年による老朽化が著しく、また狭小であることから規模

基準が満たないため、広域的な大会の開催ができず一般的な練習場の状況であり、対外試合をすることによる技術の練磨も困難な状況である。特に、武道場、弓道場については、他の施設と併せて改善を推進する。

(2) 総合運動場の整備

現在、サッカーやラグビー、野球の一部やソフトボールは河川敷でのプレーを余儀なくされておりますが、河川敷は恒久的な施設ではなく、洪水時には使用を中断されるばかりか、補修には費用も要することから、屋外球技がいつでも楽しめる環境整備に取り組まなければならない。各施設を1箇所にまとめることと併せて、多種のスポーツが展開できる総合運動場の整備を検討する。

2. スポーツの普及

(1) スポーツ団体の育成

活気のある市民の育成を目指し、スポーツ知識を身につけた指導者の発掘・養成を図る。

(2) スポーツ活動の促進

幼児から高齢期に至る市民が、「いつでも」、「どこでも」身近にスポーツを親しむことができ、市民一人ひとりのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、誰もが気軽にできるスポーツの普及、振興を図る。

3. 施設管理

今後は、指定管理者制度の活用を図り、効率的な施設管理を促進し、利用サービスの工夫と改善に努める。

3、青少年健全育成

【現状と課題】

有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づかないよう対策を講じている。

また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行等の状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性の逸脱行為、深夜徘徊(はいかい)、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっている。

【施策の基本方向】

青少年の健全育成は、基本的には本人の自覚と努力に負うところであるが、同時に次代の担い手である青少年の育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって社会環境づくりを目指さなければならない。そのためには、

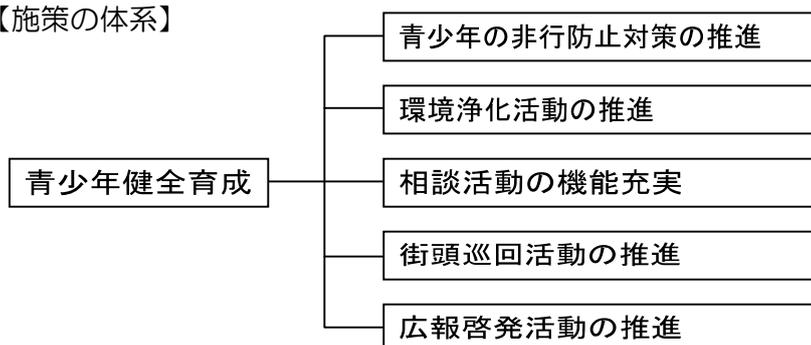
地域や家庭の教育力の低下、規範意識や倫理観の低下が指摘されている今、大人や地域全体が意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域社会、関係機関・団体等がそれぞれ役割

を明確にし、相互に連携しながら諸施策を推進していかなければならない。

また、社会参加やボランティア活動との触れ合い、青少年の規範意識の向上や社会的な自立への支援、青少年にとって有害な情報・

環境の浄化に努め、積極的な予防活動と共に「まちづくりは人づくり」の視点に立って、活力のある豊かな21世紀を担う青少年の育成を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 青少年の非行防止対策の推進

防犯担当課との連携を図りつつ、市民ボランティア「ふるさとみまわり隊」と「はしるみまわり隊」を中心に、市内巡回活動を実施する。

2. 環境浄化活動の推進

青少年の健全育成に有害な図書・情報、ビデオ、そしてIT関連情報、出会い系サイト等、また、地域での有害広告物、深夜営業のコンビニ等の青少年を取り巻く環境浄化のために、ボランティアや地域組織等の育成と活用を図りながら、地域の実情に即した有害環境の浄化活動を行う。

3. 相談活動の機能充実

本市では「少年相談センター」や「ヤングテレホン」で幅広く相談を受けているが、相談内容に応じ、その専門性や深刻度に沿った適切な対応に努め、相談時間帯に改善を加えながら、機能をより効率的に発揮するような相談活動を行う。

4. 街頭巡回活動の推進

少年補導員やふるさとみまわり隊活動で、地域社会の安全確保を図るため効果的・機能的な巡回活動を行う。また、青色回転灯パトロールカーでの市内巡回を積極的に行う。

5. 広報啓発活動の推進

「青少年は地域社会から育む」という機運の醸成を積極的に図る広報活動を行う。青色回転灯パトロールカーの放送機能により、青少年の非行防止などの呼びかけを積極的に行い、街頭広報活動を推進する。

第3節 文化の振興

1、芸術・文化の振興

【現状と課題】

本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、平成7年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、平成8年11月には「なかまハーモニーホール」が開館した。

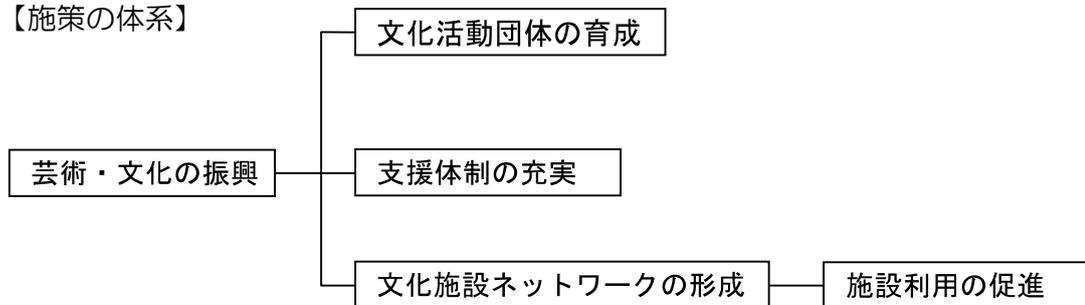
今後は「中間市文化団体連合会」等の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要がある。

【施策の基本方向】

地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るためには、地域の歴史を学ぶ機会の拡充や、伝統文化との触れ合い活動などの芸術・文化活動の推進に努める。

さらに、市民の自主的な芸術・文化活動を援助し、優れた芸術・文化に接する機会の充実や文化活動情報の提供など、芸術・文化に関する環境整備の充実を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 文化活動団体の育成

民間の文化団体で構成する「中間市文化団体連合会」との連携を深め、自主的な文化活動が積極的に推進されるように、文化サークル・グループの育成に努める。

また、「なかまハーモニーホール」を拠点として、各種の文化関連施設との連携のもとに、音楽・演劇などの発表や、鑑賞機会の提供に努め、文化活動の充実を図る。

2. 支援体制の充実

コミュニティ文化祭や文化団体連合会文化祭、美術展など地域に根ざした市民の自主的な文化事業を支援するとともに、様々な文化事業の参加を促すために、情報網を通じて広く市民各層の啓発に努める。

3. 文化施設ネットワークの形成—施設利用の促進

芸術・文化推進の拠点として整備された「なかまハーモニーホール」や自主サークル活動の活性化を目指し、平成6年に開館した「生涯学習センター」の利用を促進し、利用サービスの工夫と改善を図るとともに、中央公民館や市民図書館、歴史民俗資料館などの文化関連施設の文化施設ネットワーク形成を図る。

2、文化財保護

【現状と課題】

文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務である。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日的課題である。

本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では、

1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきた。

今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要がある。

また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題である。

【施策の基本方向】

文化財は先人が残した貴重な歴史的・文化的な遺産であり、郷土の先人が歩んだ歴史に学び、その遺産を大切に保護し、文化財愛護思想の普及を図ることこそ、教育行政の重要な役割である。

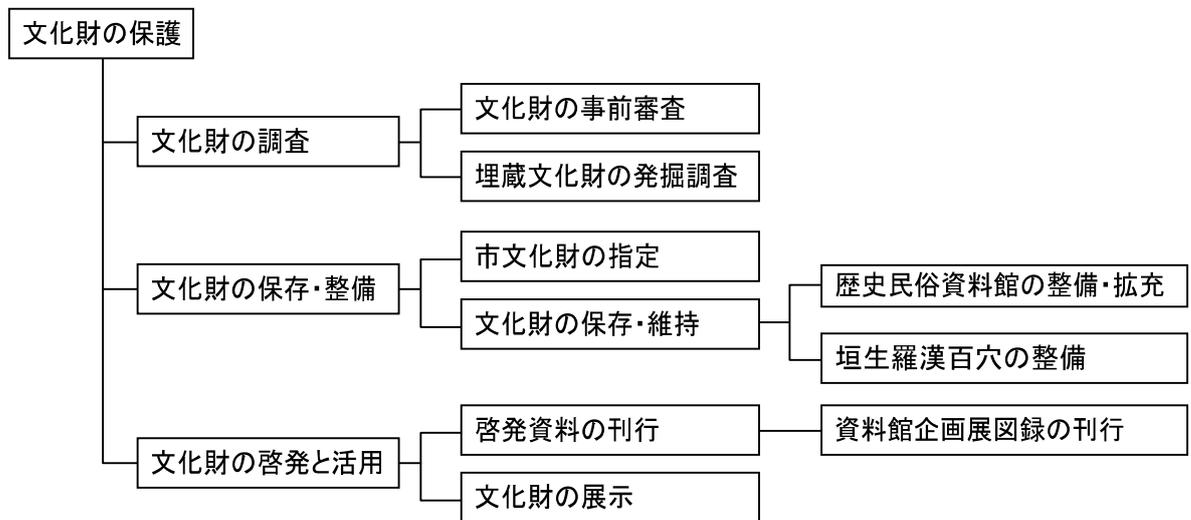
そのため、文化財の調査を実施し、貴重なものについては散逸(さんいつ)を防ぐため文

化財として指定し、必要なものについては収集を行う。

さらに市民の財産として末長く保存する目的をもって、市民に貴重な文化財に接する機会を提供し、情操豊かな人づくりと、誰もが訪ねてみたくなる文化の香り高いまちづくりを目指す。



【施策の体系】



【計画】

1. 文化財の調査

市内遺跡地図を用い、開発行為に伴う文化財の事前審査を綿密に行う。

また、消失する恐れのある埋蔵文化財については発掘調査に万全を期する。

2. 文化財の保存・整備

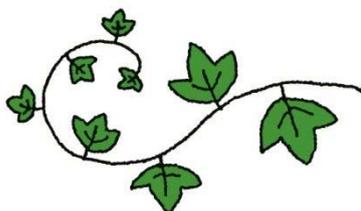
貴重な文化財については、市文化財として指定し、保存と活用に努める。

また、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の保存・整備を推進し、市民の憩いの場、歴史学習の場として整備する。さらに、歴史民俗資料館の整備・拡充を行うとともに、資料の収集・整理、収蔵目録を作成し、教育機関としての資質を高める。

また、八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産暫定リストに登録された「九州・山口の近代化産業遺産群」における候補資産に追加されたことにより、同じく候補資産を有する自治体で構成される協議会に加盟し、世界遺産登録推進を目指す。

3. 文化財の啓発と活用

文化財の必要性については、刊行物・パンフレットなどを通じて啓発を行う。また、市民の文化財への親しみと活用を促進するため、文化財案内板を増設するとともに、歴史民俗資料館における文化財の常設展示（特別展、企画展）などに工夫と改善を図る。



第4節 生涯学習

【現状と課題】

本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組みを推進するよう努める。

今後は、「中間市生涯学習基本計画」に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題である。

【施策の基本方向】

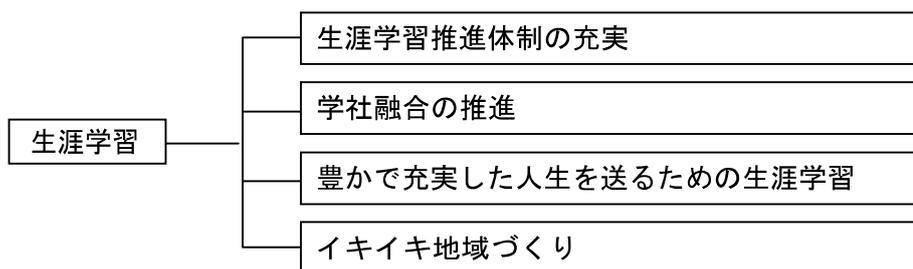
「だれでも」、「いつでも」、「どこでも」、気軽に学習活動やスポーツ・レクリエーション芸術文化活動、ボランティア活動などに親しむことができる、「生涯学習のまちづくり」の実現を目指すため、本市における生涯学習の総合的な推進を図ることを目的に、平成11年3月中間市生涯学習基本計画」を策定した。

この計画では、生涯学習のまちづくりを進めるキャッチフレーズは「であい・ふれあい・

まなびあい生涯学習都市なかま」、サブテーマは、「ステップ・アップ なかまづくりプラン21」と定め、生涯学習を推進することとしている。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、21世紀にふさわしい「元気な風がふくまち なかま」のまちづくりを目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 生涯学習推進体制の充実

全市的な推進組織である「中間市生涯学習推進本部」の機能の充実に努めるとともに、市民主体で構成する「中間市生涯学習推進協議会」と連携して魅力のある施策を推進する。

また、生涯学習関連機関や団体との連携・協力を図りながら生涯学習を推進するとともに、生涯学習情報紙「まなべる」の発行をはじめ、各種の広報活動や生涯学

習フェスティバルなどのイベントを活用して、生涯学習の普及、啓発に努める。

2. 学社融合の推進

心豊かな人間性を養い、個性と創造力を伸ばす教育の実現を図るため、また地域に開かれた学校づくりを目指し、社会教育や文化、スポーツなどの施設の効果的な利用を促進するなど、それぞれが連携し、その基盤の整備に努める。

3. 豊かで充実した人生を送るための生涯学習

生涯学習を推進することは、市民がみな等しく健康で生きがいのある充実した人生を送っていくことができるようにすることである。「生涯学習ボランティア派遣事業」をさらに発展させ、さまざまな知識や技能をもった人と何かを学びたい人の両者を結び付け、誰もがいつでも気軽に学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指すとともに、人権、ボランティア、男女共同参画社会など、現代的課題の学習や活動が展開できる環境の整備に努める。

4. イキイキ地域づくり

コミュニティづくり、地域づくりの拠点である町内公民館活動の支援体制の整備、充実に努める。

